公益質屋 返済率58％ 貸付金引しも強化を

デフレのしわよせが低額所得者に及ぶこのため市民公益融資機関の一つである公益質屋の窓口を訪れる人が日増しに多くなっているが、公益質屋も均衡維少財政の影響を受けなければならないことは例外でなく、すなわち限られた運転資金と返済金の減少のため昨年九月以来貸付金の制限を行って来たが最近にまなお返済はますます減少しつつあるすなわち二十九年度における貸付状況は口数四千七百七十一口金額二百二十三万円でこれに対する返済高は口数二千四百七十八百五十円で返済率は僅かに五八％四七％に過ぎない。今後お現在の状態が続く限り貸付運営資金のためにも返済期限を厳守金の円滑をはかるため更に貸付金のきびしめ、且つ断然的に強硬処分を行つて運転資金の確保に努めなければならない。

ないよう大資金はよく認識して、今後は利用者相談中にあつたが、去る四月末竣功し、五月七日市守されるよう切望されている。（厚生課）

市議会を傍聴するには

最近、市議会の傍聴に来られる方が目立つて多くなりました。これは、市議会の傍聴に関係の心が高まつたことの現われとしてまことに喜ばしいことですが、ただこの場合、議長はたびたび、議場をたびたびとなるようなことは、法律の規定によつて退の傍聴人を退場させることができます。

まず、現行自治法の傍聴に関係の規定は次のようになつています。

（傍聴人の取締）

第百三十条　傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等議事を妨害するときは、普通の秩序を乱す団体の議会議長は、これを制止しその命令に応じないときは、これを退場させることができる。

2　傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

前二項に定めるもの外、議長は、傍聴人の取締に関し必要な規則を設けなければならない。

右のように法律の規定があり、その一番最後の三項にあるとおり議長は傍聴人の取締に必要な規則を設けなければならないことになつているので、当市議会でも次のような規則が設けられています。

○新津市議会傍聴人規則

第一条　市議会の会議を議長は、これを傍聴しようとする者は妨害するときは、普通の秩序を乱す団体の議会議長は、これを制止しその命令に応じないときは、これを退場させることができる。

2　傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

前二項に定めるもの外、議長は、傍聴人の取締に関し必要な規則を設けなければならない。

第二条　傍聴席は一般席と新聞記者席とに区分し、新聞記者席で傍聴できるものは市政記者に限る。

2　傍聴人は、議長の許可を受けた者に限る。

第三条　傍聴人は、左の事項を守らなければならない。

一　議員の言論に対し可否を表明しないこと

二　騒ぎをしてはならないこと

三　議場内で喫煙、飲食をしないこと

四　伝染病者、酒酔者又はその他不潔な者は、傍聴を拒絶すること

五　異様の服装をしたる者

六　年令二十才未満の者

と謳められる物品（危険物、鳴、旗、ビラ、プラカード等）を携帯した者

三　酒気を帯びた者

四　伝染病者、酒酔者又はその他不潔な者は、傍聴を拒絶すること

五　異様の服装をしたる者

六　年令二十才未満の者

第四条　傍聴人は左の事項を守らなければならない。

一　議員の言論に対し可否を表明しないこと

二　騒ぎをしてはならないこと

三　議場内で喫煙、飲食をしないこと

四　議場内で喫煙、飲食をしないこと

五　議場内で喫煙、飲食をしないこと

六　議場内で喫煙、飲食をしないこと

第五条　傍聴人が前条の規則に従わず又は議長の指示に背いて議場の秩序を乱す恐れがあるときは、議長は傍聴の許可を取消し、退場させることができる。

（省略）

以上が、このような法律又は規則に従つて傍聴して頂くことになるのです。

ご研究の結果、傍聴人の方々が、議場に入られる際、この但書以下の規則に従つて傍聴して頂いて、市議会の会議規則第八十五条には、「秘密会を開くときは、議長は一般傍聴人及び議員の指定する者以外の者を議場から退去させるものとする」

（市議会事務局）

二千人の行列

佛舎利法養花まつり

秋葉山頂の仏舎利塔建立は県民250万の浄財の力になつていたが、同寄贈会では本年初の花まつりを迎えて去る5月14日奉賛会長岡田前知事を始め県知事（代理県自治課長）県下仏教会代表安藤師ほか20余名、日本山妙法寺、高岡代議士、志田県会議員を始め市会議員その他多数の参会を得て盛大に行われた。

当日のおおりは午後1時新津駅前広場に参集し、音楽班を先頭に稚児百名、白像花御輿、各僧侶、仏会利奉賛会役員、各仏教徒講中、1般参詣者等約2000名の大行進で駅前一四之町——之町一中沢を経て秋葉山に到着、仏舎利塔前で法要式を行つた。なお、沿道に集る人は数万に達したが今後は当市の年中行事の一つとして、また名物として年々盛んに行われる。

国保料29％増徴

利用者激増して運営困難

（既報）昭和三十年度国民健康保険諮問案、予算三十年四月三十日現在の

1　医療費の増加

2　被保険者の増加

3　保険料率の増徴

4　保険料収納率の向上

5　一般会計繰入金の増加

6　その他

の収入の増徴